定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成三十年三月三十一日です。

平成三十年三月九日

静岡県浜松市西区湖東町三三七七番地の一

株式会社ダッツ

代表取締役　安藤　英世

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目二番四号

日本証券代行株式会社本店

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年三月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年三月九日

長崎県五島市上大津町一三八四番地一

株式会社レキオス

代表取締役　宜保　文雄

株式併合につき通知公告

当社は、株式百株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成三十年四月一日であり、同日における発行可能株式総数は七十株となります。

平成三十年三月九日

名古屋市昭和区隼人町六番地一〇　Ｍｅｉ　ｇａｋｕｋａｎＨｉｌｌｓ一Ｆ

株式会社名学館ホールディングス

代表取締役　佐藤　剛司

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成三十年四月十日までに当社にご提出下さい。

平成三十年三月九日

栃木県日光市上鉢石町一〇二四番地

株式会社日光物産商会

代表取締役　申橋勇二郎

限定承認公告

本籍北海道札幌市東区北八条東一七丁目二番、最後の住所札幌市白石区中央三条六丁目一番三〇号　富喜荘二〇一号

被相続人　亡　白水　文規

右被相続人は平成二十九年十一月二十五日死亡し、その相続人は平成三十年三月一日札幌家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月九日

札幌市東区北四六条東二丁目二番二三号

限定承認者　村岡　保衣

限定承認公告

本籍東京都調布市深大寺北町四丁目二六番地六、最後の住所千葉県木更津市請西一六九九番地六

被相続人　亡　石原　晟弘

右被相続人は平成二十九年十二月三十一日死亡し、その相続人は平成三十年三月一日千葉家庭裁判所木更津支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月九日

千葉県木更津市請西一六九九番地六

相続財産管理人　石原シヅ子

限定承認公告

本籍東京都世田谷区上馬五丁目七番地、最後の住所東京都三鷹市中原二丁目二番二六号

被相続人　亡　岩上　友彌

右被相続人は平成二十九年十月六日死亡し、その相続人は平成三十年二月二十八日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月九日

東京都中央区銀座三丁目八番一二号大広朝日ビル四階須田法律事務所

相続財産管理人　岩上　友一

右代理人　弁護士　須田　唯雄

限定承認公告

本籍和歌山県田辺市今福町三八番地、最後の住所大阪府泉佐野市鶴原一八一九番地の一

被相続人　亡　長松　正章

右被相続人は平成二十九年七月二十七日死亡し、その相続人は平成三十年三月五日大阪家庭裁判所岸和田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月九日

大阪市北区大淀中四―二―一―一一〇一

限定承認者　長松　俊次

限定承認公告

本籍広島県三原市宮沖四丁目四八六番地、最後の住所広島県三原市沼田東町両名九五四番地一

被相続人　亡　大石　好則

右被相続人は平成二十九年十一月二十四日死亡し、その相続人は平成三十年二月二十二日広島家庭裁判所尾道支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月九日

広島県三原市沼田東町両名九五四番地一

限定承認者　大石　恒精

限定承認公告

本籍宮崎県延岡市春日町三丁目八番地二、最後の住所宮崎県宮崎市大淀四丁目三番二六号アクティブ大淀二〇一号

被相続人　亡　吉村　識

右被相続人は平成二十九年十月二十六日死亡し、その相続人は平成三十年二月二十八日宮崎家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月九日

福岡県久留米市城島町城島三番地一

相続財産管理人　成田　善人

宮崎県宮崎市旭一丁目三番二〇号宮崎中央法律事務所　代理人　弁護士　成見　幸子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百五十四億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/ir/s04552-nipk0/

平成三十年三月九日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

Ｊｅｔｓｏｎｓｉ特定目的会社

取締役　北川　久芳

訂正公告

平成三十年二月二十一日（号外第三十五号）掲載の無縁墳墓等改葬公告中、「代表取締役　横矢　忠」とあるは「代表取締役　横矢　忠志」の誤りにつき訂正します。

平成三十年三月九日

高知市一ツ橋町二丁目一七八番地

和住株式会社

代表取締役　横矢　忠志

正誤

ページ	段	行	誤	正
六七四	四	四（終りから）	期間	期限

六八ページ一段五行目から一〇行目は次のとおりの誤り。

(1)　都道府県の推進計画等

都道府県の実情に照らし、必要に応じて推進計画の変更又は策定を行うよう努めること。

なお、本指針三、3に定める消防広域化重点地域の指定については、速やかに行うこと。

平成三十年二月二十七日（号外第三十九号）掲載の国税庁に係る酒類の地理的表示を変更する件（壱岐・球磨・薩摩・琉球）中

（原稿誤り）

五七二	一九	焼酎に国内産米	焼酎に国内産米のみを用いた
〃	四	一八米こうじに	こうじに

（原稿誤り）

平成二十五年四月一日（号外第六十九号）消防庁告示第四号（市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部を改正する件）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月八日付特第五号二ページ
達第四五号四ページ●二
◉官報郵送料のお知らせ　二月分（
ジ●同月九日付第四九号一二八ページ●同日付政府調
十九年十二月四日付参会第六号三二ページ
月極一部当り）の郵送料一、八五〇円

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）